

年金記録訂正請求に係る答申について

**関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)**

平成 29 年6月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1600275号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（国）第1700010号

第1 結論

平成6年7月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年7月から平成7年3月まで

私は、平成6年7月の退職時の会社において国民年金保険料の払い忘れがないようにと言わっていたので、郵送された納付書を使い、A銀行（現在は、B銀行）C支店又はD銀行（現在は、E銀行）F支店の窓口において現金で請求期間の保険料を納付した。請求期間の国民年金の納付記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成7年5月9日にG市に払い出された記号番号の一つであり、請求者が所持する年金手帳の氏名変更日（平成7年8月7日）及びG市が保管する請求者の国民年金被保険者資格取得情報の届出日（システム入力日は平成7年8月8日）から、請求者の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたものと推認でき、当該国民年金の加入手続時点では、請求期間については国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、オンライン記録によると、同年8月28日に請求期間の保険料に係る過年度納付書が作成及び郵送された履歴が確認できる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、郵送された納付書により、A銀行C支店又はD銀行F支店で納付していたと陳述しており、H年金事務所は、金融機関で過年度保険料を納付することは可能であった旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の国民年金保険料は1か月1万円前後であったと回答しているところ、平成6年度の保険料は1か月1万1,100円であることから、当時の金額とおおむね一致していることなど、請求内容に不自然さはみられない。

加えて、請求期間は9か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1700001号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第1700027号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を1万円、平成17年7月15日の標準賞与額を5万円、同年12月15日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月

② 平成17年7月

③ 平成17年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、同僚から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、上記の普通預金元帳により確認できる振込日から、請求期間①は平成16年12月15日、請求期間②は平成17年7月15日、請求期間③は同年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は1万円、請求期間②は5万円、請求期間③に係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日、平成17年7月15日及び同年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。